大阪府

介護福祉士等の資格をお持ちの皆さまへ

届出制度のご案内

介護福祉士等の
資格保有者を生涯支える

2017年4月から **離職時の届出制度が** スタートしました。

登録すると復職支援のための
求人紹介 **技術研修** などをサポート！

◆届出方法：下記のいずれかの方法

①インターネットでの届出
・スマートフォンもしくはパソコンで福祉のお仕事ホームページ「届出専用画面」にアクセス

②大阪福祉人材支援センターの窓口での届出

スマートフォンからの届出も可能です！

↑登録はコチラから

◆離職した介護福祉士等の届出制度とは

社会福祉法の改正により、２０１７年４月１日から介護福祉士資格をお持ちの方は、離職時に大阪福祉人材支援センターに届出ることが努力義務となりました。

また、努力義務ではありませんが、就業中でも介護福祉士資格をお持ちの方は届出ができます。

さらに、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、旧ホームヘルパー１級・２級課程、旧介護職員基礎研修を修了された方もぜひ、ご登録ください。

≪上記のご案内に関するお問い合わせ先≫
社会福祉法人大阪府社会福祉協議会・大阪福祉人材支援センター
〒542-0065　大阪市中央区中寺1-1-54
大阪社会福祉指導センター内
＜届出制度について＞
TEL:06-6762-9020／FAX:06-6764-1574

≪この文書の発出元≫
大阪府福祉部地域福祉推進室
　地域福祉課事業者育成グループ
電話:06-6944-9165
chiikifukushi-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp